

固定資産税の減免手続きのご案内

令和5年台風13号により被害のあった固定資産について、被害の状況に応じて、令和5年度固定資産税の納期限が到来していない税額（第3期・第4期分）を減免します。

既に納付済みの場合には、当該減免額を還付します。

対象となる資産によって手続きが異なりますので、ご確認の上、手続きください。

1 住家（日常的に生活している家屋）に被害があった場合

り災証明書の交付状況に基づき、個別に申請書を郵送します。

減免割合は、り災証明書記載の「り災程度」により下表のとおりとなります。

取り壊し済み（又は今後取り壊す）であっても、減免の割合は「り災の程度」により決定します。

【提出書類】

① 令和5年台風13号に伴う令和5年度北茨城市市税等減免共通申請書

※り災証明書交付実績に基づき、順次、個別に送付しています。

【減免割合】

減免割合	住家 (り災程度)	住家以外・償却資産 (修繕費用/資産の評価額)	土地 (被害面積)
100%減免	全壊	原形をとどめない 復旧不能（廃棄を含む）	80%以上
80%減免		60%以上	60%以上 80%未満
60%減免	大規模半壊	40%以上 60%未満	
40%減免	中規模半壊	20%以上 40%未満	
40%減免	半壊		
減免なし	準半壊	20%未満	
減免なし	準半壊に至らない		

(令和5年11月6日時点、一部修正がありました)

※ 住家以外に被害があった場合は、別途手続きが必要です。

裏面を確認ください。

お問い合わせ

税務課 固定資産税係（内線 156～159）

2 住家以外に被害があった場合

下記のとおり、減免申請書及び添付書類の提出が必要です。

減免申請書は送付していませんので、税務課固定資産税係宛お問い合わせください。

(1) 住家以外の建物、償却資産の場合

対象となる資産の修繕に要した（する）費用が当該資産の固定資産税評価額に占める割合が20%を超える場合、その割合に応じて、減免割合を決定します。

なお、修繕等の内容により、減免割合の算定に含めることができない場合があります。

【提出書類】

① 固定資産税・都市計画税減免申請書

② (建物の場合) 令和5年度固定資産税・都市計画税課税明細書または名寄帳
(償却資産の場合) 令和5年度償却資産申告書(明細書を含む)

※ 複数の資産が被災した場合は、資産毎の被害程度を提出書類の余白に追記ください。

※ これらの書類を紛失した場合は、税務課窓口で発行します。所有者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参ください。所有者本人以外の方が来庁する場合は、原則として委任状が必要となります。詳しくは税務課にお問い合わせください。

③ 資産の修繕に要した(する)費用が確認できる書類(工事の内訳書、見積書など)
廃棄した場合は、廃棄した事実が確認できる書類

④ 被害状況が確認できる写真

(写真が無い場合には、被害状況の詳細を聞き取りします。)

(2) 土地の場合

岩石等の流入や地盤の崩落等により、面積の20%以上がその本来の利用ができないと認められる場合に、被害面積の割合に応じて、下表のとおり減免割合を決定します。

【提出書類】

① 固定資産税・都市計画税減免申請書

② 被害があった部分が特定でき、被害面積がわかる図面

③ 被害状況が確認できる写真

(写真が無い場合には、被害状況の詳細を聞き取りします。)